



開発許可と宅造許可の

(都市計画法第29条) (旧宅地造成等規制法第8条)

申請時期と工事着手時期にご注意ください

愛知県(政令市及び中核市を除く)では、令和7年5月9日から宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)による運用が開始されます。

これに伴い、運用開始日以降に盛土規制法の規制区域内※1において開発許可を受けたもののうち、裏面の表に示す盛土規制法の許可を要する規模以上のものは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。

一方で、運用開始日より前に裏面の表に該当する開発許可を受けたもので、運用開始日より前に工事着手した場合は、令和7年5月30日までに盛土規制法の届出が、規制開始日以降に工事着手する場合は、工事着手日までに盛土規制法の許可が必要となります(旧宅地造成等規制法の規制区域内で開発許可を受けたものを除く)。

位置	ケース	盛土規制法区域指定 令和7年5月9日(金)	備考
旧法の 宅地造成工事規制区域外	①		都市計画法の変更許可を行う場合は、盛土規制法の変更届出(※3)が必要になります。
	②		都市計画法の変更許可を行う場合は、盛土規制法の変更許可が必要になります。

* 盛土規制法の手続きに関しては、愛知県都市・交通局都市計画課盛土対策室の Web ページにて随時公表予定です。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>)

※1：区域の詳細については、愛知県都市・交通局都市計画課盛土対策室の Web ページを参照してください。

※2：盛土規制法の許可を要する規模以上の場合

※3：当初規模以上の変更を行う場合は、盛土規制法の許可が必要になります。



(裏面もご覧ください)



なお、令和7年4月7日以降に市町村窓口に開発許可申請書を提出した場合、規制開始日以降の許可となりますので、ご注意ください。

また、許可の見込みのある宅造許可については、令和7年4月4日までに市町村窓口に提出してください（宅造許可を受けた場合、工事着手の時期にかかわらず、盛土規制法の届出または許可申請は不要です）。

区域	盛土規制法の許可を要する規模		
宅地造成等工事 規制区域	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く） 	⑤ 盛土又は切土を行う土地の面積が500 m ² 超となるもの（①～④を除く） 	
特定盛土等 規制区域	① 盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
	④ 盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く） 	⑤ 盛土又は切土を行う土地の面積が3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く） 	

